○碓井委員長 皆様、こんにちは。

それでは、時間が参りましたので、第25回「専門小委員会」を始めさせていただきます。 本日は、前回お示しいたしました「大都市制度についての中間報告(素案)」につきまして、本日御出席いただいております、地方六団体の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと存じます。

まず、御多用の中を御出席賜りました方々を御紹介いたします。

全国都道府県議会議長会副会長の喜多北海道議会議長でございます。

全国市長会の泉兵庫県明石市長でございます。

全国市議会議長会会長、山口県下関市議会議長の関谷委員でございます。

全国町村会副会長の白石愛媛県松前町長でございます。

全国町村会議長会会長の群馬県榛東村議会議長、髙橋委員でございます。

どうもありがとうございます。

なお、全国知事会におかれましては、日程の調整がつかず、今回は御欠席されておりますが、書面にて意見を提出されていますので、後ほど事務局より御紹介をさせていただきます。

本日の審議の進め方でございますけれども、各団体からの御意見等につきまして、10分を目安に順次御説明いただくこととし、委員の皆様からの御質問等につきましては、各団体の御説明後にまとめて御発言いただく形で進めることといたします。

それではまず、都道府県議長会の喜多副会長より、本日の提出資料等について御説明を いただきます。

よろしくお願いいたします。

○喜多議長 全国都道府県議会議長会副会長をしております、北海道議会議長の喜多龍一 でございます。

本日のテーマとなっております、「大都市制度についての中間報告 (素案)」でありますが、本会として集約した意見は、現時点でございません。

本日は、発言の機会をいただきましたので、地元である北海道の状況も踏まえながら、 私の意見として述べさせていただきたいと思います。

まず、中間報告全体に対してでありますけれども、住民に身近な地方公共団体が自らの判断と責任において、活力に満ちた地域社会を構築するためには、大都市制度についても、地域のことは地域が自主的に選択・決定できるように、地域の選択肢を広げる方向で検討を進めていくべきと認識しております。

制度の見直し作業を具体的に進めていくに当たっては、地方側の意向や地域事情を十分に踏まえた上で行っていただきたいと考えております。

次に、指定都市制度についてであります。

まず、「二重行政」についてでありますが、「二重行政」とは、都道府県と市町村が同一の地域内で同種・類似の業務や施設の設置を行っている場合で、行政上の非効率や住民の利便性が損なわれているなどの問題が生じているケース、または、両者の連携不足により、効果的かつ効率的な行政執行に支障が生じているケースが該当するものと考えております。

北海道と政令指定都市であります札幌市との関係においては、事務レベルでの定期的な情報交換の場として、「北海道・札幌市行政協議会」を設置し、住民サービスの維持・向上や行政の効率性の面で、検討を要する課題を洗い出すとともに、道と市の行政サービスの相乗効果を生み出すような効果的・効率的な連携のあり方などについて検討を行うように努めてきているところでございます。

次に、事務の移譲、都道府県と指定都市の調整についてでありますが、今回、連絡調整のための協議会の設置について書き込まれております。

まずは、都道府県と政令指定都市の連携が必要と考えており、これにより、「二重行政」の解消が一層進むものと期待もし、考えております。併せて、この協議会への議会の関与が期待されておりますが、ご指摘のように、協議の実効性を高めるために、議会の関与は当然必要と考えております。さらに、指定都市が処理できる事務については、権限移譲が進むことにより、都道府県と政令指定都市との適切な役割分担が可能となり、より一層効率的な行政運営が行われるものと考えております。

次に、特別市について申し上げさせていただきたいと思います。

特別市につきましては、全国知事会より慎重な意見が表明されたと聞き及んでおります。この件は、私としても、慎重な検討が必要であると考えております。中間報告(素案)では、「二重行政」が解消され、効果的・効率的な行政体制の整備に資するとしておりますけれども、一方で、実質的に道府県の分割になり、広域調整機能の低下や税財源が特別市の区域に偏在するため、その他の区域に対する行政サービスの低下の懸念が指摘されるところであり、今後、さらに慎重な検討が必要と考えております。

また、特別市の問題は、都道府県のあり方とセットで議論されるべきものであり、国や 都道府県、市町村の役割をしっかりととらえ、慎重に議論されるべきものと考えます。

なお、議会に関することでは、政令指定都市選出の都道府県議会議員についてでありますが、政令指定都市は、都道府県の中でも人口集中が著しく、都道府県議会において政令指定都市選出議員が多数を占める現状にあります。そのため、地域間の均衡を考慮し、政令指定都市の議員の定数を少なくして、郡部の議員に配分して、一定のルールに基づいて配分しておりますが、そうなると、郡部と大都市で一票の較差が大きくなるという問題が生じることとなります。

北海道では、大都市への人口の偏在が非常に大きく、特にこの問題が顕著でありまして、 このままでは郡部の議員が選出できず、地域の声が反映しにくくなることが懸念されるこ とから、現在、検討協議会を設置して、鋭意検討を進めているところでございます。

地域代表を確保しながら、一票の較差を是正することは、現在の制度では限界があるた

め、政令指定都市選出の都道府県議会議員のあり方や役割、定数について御検討いただきたいと考えております。

最後でありますが、先の国会で地方自治法の改正が行われ、我々の望んでいた改正を実現することができました。感謝をいたしております。

以上で発言を終わらせていただきたいと思います。

○碓井委員長 ありがとうございました。

次に、全国市長会の泉市長さんより、本日の提出資料等につきまして御説明をいただき たいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○泉市長 明石市の市長で泉と申します。

今日は、ぜひお話を聞いていただきたくて、駆けつけてまいりました。現場の声、生の 声をぜひ皆様にお伝えしたいとの思いでございます。

お手元のほうに、全国市長会の配付資料として、資料2がございます。

もっとも、この資料はそれぞれ指定都市、中核市・特例市ごとにまとまっておりますので、時間の関係上、少しテーマを整理して、4つのお願いという形で説明をさせていただければと思っております。

まず、1つ目でありますが、ぜひとも、人口といった頭数の量的な面のみならず、町の 役割、機能といった質的な要素も加味した制度設計をぜひともお願いしたいというのが1 点目でございます。

具体的には、特例市と中核市の統合の問題につきまして、20万以上という素案となっております。前向きな議論が進んでいることについては大変ありがたく思っておりますが、20万以上という要件となりますと、具体的には、特例市のうち県庁所在地であります、鳥取市、松江市、甲府市は20万に行っておりません。19万台でございます。しかしながら、例えば鳥取市の場合、鳥取県の人口の3分の1という非常に大きな比率を占める中心的な町でございます。それに比べまして、例えば千葉市やさいたま市の場合、その県における人口割合は6分の1程度でございます。むしろ鳥取市のほうが鳥取県における人口割合は多うございます。これを単純な20万以上となりますと、そこの問題はさてどうしたものかとなろうかと思います。

まさに、人口の減少する時代でございます。都市の機能も多様化しております。いわゆる頭数の量ではなく、町の機能、役割を配慮いただき、ぜひとも「20万以上」を「20万程度」と2文字お書きかえ願いたい。もしそれがかなわないのであれば、せめて例外規定、ただし書きなどによりまして、そういった中心的な町をしっかりと御対応願いたいという思いでございます。

同様の問題といたしましては、特別自治市につきましても、200万人という要件が記載されております。200万となりますと、横浜、そして、大阪、名古屋の3つでございます。札幌は190万、神戸市は150万でございます。昨日も神戸市のほうから、神戸市は150万だけれ

ども、しっかり対応したいというお声も聞いております。政令指定都市を分断することな く、あえて人口要件を課す必要はあるのだろうかという思いでございます。

次に、2つ目は、画一的な処理ではなく、選択可能ということでございます。これは各市長会共通の思いでございます。

具体的には、中核市・特例市につきまして、先だって議論もございましたが、保健所というのが非常に重要な話になってまいります。しかしながら、現場の感覚といたしましては、現場で必要なのは保健所というよりは、むしろ、教員の人事権、児童相談所、都市計画などでございます。保健所であれば、現在でも、いわゆる特例条例によりまして対応は可能な面はございますが、手を挙げるところはほとんどございません。明石市も検討いたしましたが、保健所を設置することによる市民的メリットがほとんどないという結論でございます。むしろ、いじめの対策をするためには教員の人事権が必要です。児童虐待を防止するには児童相談所が必要であります。その地域の切実な願いをかなえるべく、私どもは、まさに権限選択制にて市民に責任の持てる基礎自治体として対応したいと思っておりますので、保健所のみではなく、そのあたりをもう少し柔軟に、例えば保健所もしくは児童相談所、教員人事権など、何らかの権限をしっかりとやるのであればということも含めて、もう少し総合的な面から御検討願えればありがたく思っております。

次に、3番目は、移譲に際しましては、責任はとります。権限と責任はとりますが、あわせて財源と人材。つまり、人と金、この2つがなければ実際上はできません。現場の悲鳴でございます。まさにルール化が必要でございます。この点、事務処理特例制度の活用が出ておりますが、これがもし使える制度であれば、使っております。これがなかなか使いにくい。なぜか。それは都道府県と市町村が実質的には対等でないからであります。対等でないところで相談を申し上げても、決定権が都道府県にある以上、市としてはお願いするだけでございます。ルール化がぜひ必要だと思います。例えば市と県の協議の際に、第三者機関的要素を加味して、第三者の判断を加味するであるとか、例えば市のほうが権限移譲を求めた場合、立証責任の転換的発想でありますが、市がこれはどうしても必要だといった場合、県がそれをすると不都合であるということを立証しない限り、しっかりと人、物、金セットで市に権限移譲する、そういった枠組みづくりもぜひ御検討願いたい。そうでないと、絵にかいたもちにならざるを得ないということを懸念いたしております。

最後になりますが、私ども基礎自治体は現場で日々格闘しております。子供が泣いております。そういった中で、しっかりと市としてやっていきたい。そのために、ぜひとも権限移譲をお願いしたいという思いでございまして、制度設計に際しましては、引き続き、こういった機会をぜひお与えいただき、現場の声を踏まえて、制度設計をお願いできればとお願いする次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、全国市議会議長会の会長の関谷委員より御意見等を承りたいと存じま

す。

よろしくお願いいたします。

○関谷委員 全国市議会議長会会長の下関市議会議長の関谷博でございます。

本日は、大都市制度についての中間報告のとりまとめに当たり、このような発言の機会を与えていただきましたことにまずもって御礼申し上げたいと思います。

本会といたしましては、さきに専門小委員会で示された大都市制度についての、「とりまとめに向けた考え方について」をもとに、指定都市、中核市、特例市の各議長会の代表者及び本会の主要な役員等を構成員として設置しております、国と地方の協議の場等に関する特別委員会において、本会の意見を整理いたしましたので、他団体と重複するところがあると思いますが、市議会の代表という立場で意見を申し上げます。

まず、素案、2ページ、「II. 現行制度の見直し」の指定都市制度についてであります。 都道府県と指定都市との間の「二重行政」の解消のため、指定都市への事務と税財源の 移譲を進めることに賛意を表します。特に、県費負担教職員については、学校の設置者で ある指定都市へ包括的な権限とセットで税源を移譲すべきであると考えます。住民自治を 強化するための見直しは、区選出の市議会議員がその役割を一層果たせますように、指定 都市の議会の役割などの実態を十分踏まえた検討が必要であると考えています。

また、区役所への権限、財源の移譲については、今後とも、指定都市の意見を聞くなど、 慎重に検討していただきたいと存じます。

次に、6ページ、中核市・特例市制度についてであります。

中核市・特例市制度の見直しに当たっては、都道府県からのさらなる権限及び税財源の 移譲を進めることを基本とすべきであると考えています。

一般市についても、地方分権改革推進委員会第1次勧告に沿って、都道府県からさらなる権限移譲を進めるべきであると考えています。

次に、11ページ、「Ⅲ. 新たな大都市制度」の「2. 特別市(仮称)」についてであります。

大都市制度に関しましては、それぞれの地域の実情に応じた多様な大都市制度、すなわち大都市が地域の特性や実情に応じ、我が国の経済等を牽引するための潜在能力を存分に発揮できるような制度を創設すべきであり、特別市はその選択肢となると考えています。

なお、大都市制度の見直しに当たっては、周辺自治体への影響、引いては、基礎自治体 へのあり方についても十分検討すべきであると考えます。

素案では、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に 特別市に近づけることを目指すとされておりますが、今後とも、指定都市を初め、地方の 意見をよく聞いて、大都市にふさわしい制度のあり方を目指していただきたいと存じます。

特別市など、新たな大都市制度の実現は、基礎自治体優先の原則、すなわち補完性の原則に基づく地方自治制度改革につながるものであり、基礎自治体の権限を強化していく観点からも、引き続き、推進していただきたいと存じます。

最後に、大都市制度と直接かかわるものではありませんが、地方議会の権能強化について申し上げます。

さきの通常国会で成立した地方自治法の一部改正法は、当面、早急に改善すべき事項に 関するものと承知しており、今後とも、地方議会が住民の負託にこたえ、その機能を十分 発揮していくためには、議会の自主性、自立性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、 みずからの判断により権能行使できる強い議会の構築のため、法整備が不可欠であり、今 回の改正にとどまらず、議会活動を制約している法令上の諸規定のさらなる見直しが必要 であると考えています。

したがいまして、引き続き、地方議会の権能強化について十分御議論いただきたくお願い申し上げ、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

- ○碓井委員長 どうもありがとうございました。
 次に、全国町村会の白石副会長さんより御意見等をいただきたいと存じます。
 よろしくお願いいたします。
- ○白石町長 全国町村会の副会長をしております、愛媛県松前町の白石と申します。 私は、5月31日にこの小委員会に出席をして意見を述べさせていただいたことがあります。

今、御存知のように、全国の町村の数は、931でございます。人口規模も、都市近郊の一部を除けば、大体、3万人以下の小さな町村が多いわけであります。ただ、面積は北海道や東北を中心に、私どもの愛媛県でもそうですけれども、相当広い面積を有している町村がかなりあります。これらの町村では、農林水産業で大都市圏を中心に国民の食料、命を支えているという自負を持っております。同時に、水資源の涵養であるとか、国土の保全といったことについても重要な役割を果たしていると考えております。

しかし、大都市制度には大都市制度のよさがございます。地方の都市にも地方の都市、町村にも町村のよさがあるわけです。そういう意味で、いろいろな審議を進める上で、それぞれの持っているよさを十分認め、ある意味では守っていくという立場でぜひこれからの議論も続けていただきたいとお願いいたします。

中間報告の素案を拝見しますと、まず、大都市制度の位置づけの中で、1ページ、2つ目の丸で「人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要である」と、まさにそのとおりであると思います。同時に、その後に「国民の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である」と述べておりまして、これは決してひがみではないのですけれども、大都市制度が国を支えているのだから、資源を集中的に投入していくと読み取れなくもありません。もちろん大都市は日本全体の経済を支えていることはまさにそのとおりだと思います。

11ページの特例市の項のところで、「大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、

一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」と、これは特別市の検討意義ということで書かれておりますけれども、大都市が日本の経済を引っ張っていく、そのけん引になっているということは紛れもなくそのとおりだと思います。特別市でございますけれども、「全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効果的・効率的な行政体制の整備に資する点で大きな意義がある」と述べております。ただ、その中で、12ページに2つの懸念事項が述べられております。12ページの上の丸のところで、「特別市(仮称)は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある」。その下では、「全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念がある」と、こういった懸念はまさにそのとおりでございまして、十分慎重に検討をいただきたいと思います。

特別区の設置についての素案の中で、総括的な留意点として、9ページの1に「特別区の設置によって、国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意すべき」と指摘をしております。まさにそのとおりであります。同時に、もう一つ、10ページの③税源配分及び財政調整について、「地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要」とした上で、「道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意する」と記されております。ほかの地方自治体の財政に影響が及ばない。財政調整の仕組みをしっかり構築することが前提であるということを明確にしていただければと思います。

これまで御検討された中間報告の全体を見ておりまして、よくわからないのです。従来、政令都市というのは、これはもう非常に制度として伝統があるわけですから、例えば人口が今、70万ですか、当時は100万あれば政令都市と。政令都市になれば県と同じような、それに近い権限を与える。これはよくわかっている。中核市も、制度ができたときには、各県の県庁所在地、先ほど明石市の市長さんがおっしゃったけれども、人口が少ないところがありますが、県で言えば、大体、県庁所在地が中核的な都市でありますので、中核市というのはわかるのですけれども、そのほかに、特別市だ、特別市だ、これをずっと読んでいますと、中枢市だとか、いろいろな名前が出てくるのです。こういった制度というのは、国民の皆さんが聞いて、ああ、なるほど、そういうものかということが理解できないと、名前を幾つつけても、国民の目線からするとわかりにくい部分があるのです。そういう意味で、人口で切るのがいいとは思いませんけれども、できるだけわかりやすい、住民の皆さんが聞いて、ああ、なるほど、うちの市はこういう市になったのだから、こういうことなのだということが理解しやすいような制度にぜひしていただきたいと思います。

いろいろな課題、特に人口をどうするかというのが多分、大きな課題であろうと思いま

す。しかし、それと同時に、最初に申し上げたように、面積の広いところの行政というの は大変なのです。ですから、そういったことも十分含めて、これからの検討をしていただ きたい。

この中でも、定住自立圏であるとか、そういったことも出てきますけれども、この大都市制度を考える上で、都市制度を考える上で、あるいは地方制度を考える上で、定住自立圏構想をどう位置づけていらっしゃるのか。この辺のところが、言葉がぱっと出てくるのですけれども、よく理解できない部分がございました。

これから当然、大都市制度、こういった都市制度から町村のありようについて議論が移っていくと思いますけれども、またその機会に町村の立場として意見を申し上げたいと思います。

○碓井委員長 ありがとうございました。

次に、全国町村議会議長会会長の髙橋委員さんより御意見等を伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○髙橋委員 全国町村議長会会長、群馬県榛東村の議会議長の髙橋です。

「大都市制度についての中間報告」について申し上げます。

私どもは町村議会の団体ですから、原則として、大都市制度等に関するそれぞれの個別の案件については、実際にその立場で行政に携わっておられる方々で十分に御意見を取り交わしていただきたいと存じますが、このたびの中間報告を見ますと、大都市偏重、規模拡大による効率化を重視しているように感じる部分もございますので、町村会と重複する点もありますが、何点か申し上げさせていただきます。

例えば、1ページの「大都市等をめぐる現状と課題」のうち(我が国における大都市等の位置付け)の3つ目の丸に「このためには、国民の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要」とありますが、実際は、国民の暮らしを支え、経済をけん引しているのは大都市やその圏域だけではありません。我々町村も、水源涵養や国土保全といった重要な機能を果たしており、大都市と同様に、国民生活の一翼を担っていると自負しておりますので、お忘れのないよう、お願い申し上げます。

次に、7ページの中段、④地方の拠点である中核市・特例市の役割の強化については、 ここにも記載されているとおり、「周辺市町村と適切な役割分担」や「柔軟な連携の仕組み」 は大変重要だと考えておりますので、慎重に御検討いただきますよう、お願いいたします。

また、人口減少社会への対応を考える必要がありますが、この際、中核市等になる要件を考えるだけでなく、例えば中核市からの一般市へ戻れる制度等を考えてもいいのではないかと思います。

最後になりますが、12ページの2番目の丸、「特別市(仮称)は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念」はまさにそのとおりだと思っております。

もっとも、中段の(3)当面の対応では、「引き続き検討」となっていますが、ぜひとも 都道府県の財政を縮小し、広域自治体の使命でもある、広域調整機能の低下を招かないよ う、お願いを申し上げます。

以上、簡単でございましたが、大都市制度の中間報告をとりまとめるに当たっては、大都市とともに国民の暮らしを支えている周辺市町村についても影響が出ないよう、最大限の配慮をお願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

それでは、次に、本日御欠席の全国知事会より提出されております、資料1の意見の内容につきまして、事務局より御紹介をさせていただきます。

山﨑行政課長、お願いいたします。

○山﨑行政課長 お手元の資料1でございます。

読み上げさせていただきます。

「大都市制度についての中間報告 (素案)」についての意見

平成24年12月13日 全国知事会

「大都市制度についての中間報告(素案)」は、これまでに本会が主張した意竟が概ね反映されているが、なおいくつか留意すべき事項があることから、下記のとおり意見を提出する。

1 指定都市への事務の移譲に伴う税財源配分について

指定都市への事務の移譲に伴う税財源配分に関し、「県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべき」との記載がある。

県費負担教職員の給与負担については、事務を行う団体と費用を負担する団体が異なり ねじれが生じており、本会としても、その是正が必要であると考えている。また、その際、 指定都市にまとまった財政負担が生じる場合には、財政措置のあり方も含め検討する必要 があると考えている。

ただし、具体的な財政措置の検討にあたっては、まずは、役割分担の抜本的な見直しによる国から地方への税源移譲など、地方全体の自主財源の充実確保を図るとともに、都道府県と指定都市の財源構成もしっかりと分析した上で対応すべきである。

2 指定都市と都道府県の協議会について

「二重行政」の解消に向け、都道府県と指定都市との協議会の設置や、協議が整わない 場合の裁定の仕組み等を検討すべきとされているが、指定都市が存する15道府県のうち12 道府県では、都道府県と指定都市の間で事務を調整する協議の場を設けており、既に、それぞれの地域が自主的・主体的に役割の明確化や適正化に向けた取組を進めている。

このため、仮に、協議会の設置や裁定等の仕組みについて、法律において規定するとしても、その適用についてはあくまでも地域の選択に委ねるべきである。

3 特別市 (仮称) について

特別市(仮称)については、今回の報告では制度の導入が見送られており、これまで申 し上げてきた本会の懸念に理解を示されたものと考えているが、「引き続き検討を進めてい く」とされていることから、本会の懸念等を十分踏まえ、慎重に対応して頂きたい。

なお、当面の対応として、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め」とあるが、本会は、「全国一律に指定都市が行うことが適当な事務については既に移譲されている」と申し上げているところであり、さらなる一律の移譲については、本会の意見を聴きながら慎重に検討して頂きたい。

以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの全国知事会のペーパーも含めて各団体よりいただいております事柄につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。 伊藤委員、どうぞ。

- ○伊藤委員 2点ほどお伺いしたいと思います。まず、第1点目は、指定都市と都道府県の協議会について喜多議長にお伺いしたいと思います。1つは単純に教えていただきたいことですけれども、北海道と札幌市の行政協議会について言及されましたが、この仕組みにおいて現時点では、議会のメンバーの方がかかわっておられるのかどうかです。それに伴いまして、そうでないとするならば、この素案のような形での制度化の方向について議会のお立場として賛同されているのかどうかでございます。
- ○碓井委員長 どうぞ。
- ○喜多議長 議会としてまだ議論されている経過にはないわけで、これからだと思いますが、この協議会に議会はこれまで関わってきていません。関わっていく必要があるということです。いずれにしても、例えば北海道丘珠空港管理者は札幌が持っていて、そこで飛ばしているHACは北海道が運営しているということでありますから、そこはどうしても協議が必要だということが、昨年、今年と実際にありました。そういったことについてもやっているのですが、やはり、我々議会は、道の理事者側としっかり議論をしておりますけれども、情報の共有あるいはいろいろな意見交換について一定の方向性を得るためには、メンバーになることがベストだと思っております。
- ○碓井委員長 伊藤委員、どうぞ。
- ○伊藤委員 2点目は、中核市・特例市にかかわるところでございます。

今日、知事会の代表者の方が御欠席ですので、よくわからないところもあるのですけれども、先ほど行政課長から御紹介いただいた知事会の意見の中では、指定都市への権限移譲あるいはそれに伴う財政的な措置については言及されているのですけれども、中核市・特例市に関する都道府県の側の立場をどう理解すればいいのかということです。

先ほど泉市長からも中核市・特例市に関して都道府県と協議する際にも、従来の行財政の水準を維持した上で、さらに中核市・特例市が権限を持つことに対して都道府県との協議の中で難しい部分が出てくる。特に財源、人材ということにも言及されました。財源についての協議が整わないということがあるということですが、それについてルール化するということが必要だと泉市長はおっしゃったわけですけれども、それについて喜多議長にお伺いするのもどうかとも思うのですが、都道府県のお立場として、特に中核市・特例市への権限の移譲あるいは中核市・特例市に移行するときに、県の立場からの財源の措置の問題についてどのようにお考えなのか。あわせて泉市長からも改めてお話を伺えればと思います。

- ○碓井委員長 まず、喜多議長さん、お願いします。
- ○喜多議長 中核市のことについてはいろいろ課題がありながらも、30万、20万都市の問題の整理など、現実的な課題はあると思うのです。取り組む方向というのはあると思っております。ただ、指定都市については極めて慎重にやっていただきたいと思っております。47都道府県プラス政令市がそれぞれ県と同じようになることでいいのかということ以前に、例えば北海道は札幌市、知事会長のところの京都もそうです。京都市を抜いて京都府というのは本当にあり得るのかという状況の中で、どうも最近、政令市は自分のところで税財源、消費税議論もそうでありますけれども、自分たち1人が政令市、大都市御自身で生きてきたのか。北海道は札幌市だけで、あるいは東京都は水も食料もいろいろなものを含めて自分たち自身で生きてきたのかということをしっかり考えた上で、日本全体が地域と大都市がともに生きていく。そして、活力をもう一回取り戻していく。そういう観点の議論が必要ではないかと思っておりまして、極めて特例市、特別市については否定的であります。
- ○碓井委員長では、続きまして、泉市長さん、何かありましたらどうぞ。
- ○泉市長 私は、市長になっていい町をつくりたいなと思うのですが、一番悩ましいのが 県との力関係です。県との調整は本当に大変です。県からの権限移譲に関連して、具体例 を申しますと、公園の移譲がございます。市内には明石駅前とその西に2か所、県立公園がございます。県から駅前ではなく西側の県立公園の移譲の申し出がありました。管理に 要する費用面などからお断りいたしましたところ、その公園は残念ながら廃止となりました。市民にとって必要なところについての話はございません。結局、市としてお願いをしても、県としての立場から、当然、県の立場から判断なさるわけでありまして、ここに対 等性は今、ありません。その対等性を確保するルールづくりが必要だという思いでございます。

例えば消費者被害の場合にはクーリングオフ制度がございます。なぜか。消費者が弱いからであります。例えば使用者、労働者の場合には労働者の権利が保障されております。 実質的な対等性を確保するルールがない限り、実際、相談してくださいと言われても、今の状況ではなかなか悩ましいというのが率直な感想でございます。

○碓井委員長 伊藤委員の質問はそれでよろしいですね。

ほかにいかがでございましょう。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 それでは、泉市長にお伺いしたいのですが、中間報告 (素案) でいいますと、政令指定都市について、5ページの3つ目、4つ目の丸で、区の役割を拡充して、まず、市の事務の一部を区が所管する事務にするといった一連の提案が一方にございます。他方で、一般市、中核市・特例市も含めて、住民参加の仕組みでもある地域自治区については、7ページで地域の実情に応じて活用するということを検討することになっております。それについて、全国市長会、政令市長会のほうでは、先ほど、泉市長が選択ということが大事だと、画一的に決めないでという方向性を示されて、その上で、政令市長会では、市長会の資料の2ページで、やはり従来の取り組みを踏まえて、地域の実情に応じた裁量選択的なものにすべきだとあり、特例市のほうでは、全体の5ページのところでやはり地域自治区についても、実態に応じた適切な制度になるようにとあります。

そこで、私からの質問は、政令市について、例えばこちらで提案しているように、区長の権限を強化する。そうしますと、例えば政令市の場合は、現在の区に区の地域協議会を置くことも可能な制度になっています。つまり、行政区に地域自治区の住民代表的な機関を置くこともできる。そうすると、それと区長の権限強化がセットになれば、使い方によってはかなり充実した仕組みになると考えられます。

そうすると、一般市や特例市で、具体的な制度改正提案は地域自治区については素案には出ていませんが、地域自治区を置いた場合に、現在の地域自治区の事務所長に政令市について提案されているような権限の強化を行う、そういうことは可能性として考えられるのかということです。

市長会のほうでそういうことを想定して検討されていないかもしれないので、また持ち帰っていただいてでも結構ですが、感触として、地域自治区の活用活用といっても、やはり実態に合わないと活用できないではないかという議論が出ていますので、政令指定都市のほうで区長権限の強化という案が出ていますから、地域事務所長について権限を強化して、住民代表機能と組み合わせるということを政令市だけではなくて、一般市、中核市・特例市でお考えになれないかどうかということですが、いかがでしょうか。

- ○碓井委員長 泉市長さん、お願いします。
- ○泉市長 御質問ありがとうございます。大事なテーマだと思います。

今日は全国市長会という立場ではございますが、悩ましいのは、市といってもいろいろございます。まさに横浜のように360万から小さな市までございます。それを同じテーマで

同じように語るのは難しゅうございます。頭の整理としては、今日は政令市、横浜市長からお話をいただければと思いますが、政令市長的なグループと、中核市・特例市はかなり似通っております。あとは、もう少し小さな市というように、3つぐらいかなり状況は違うのだろうという思いがございます。

まずは、中核市・特例市の立場から発言させていただきますと、中核市・特例市としては、このたび初めて共同提言をまとめました。非常に近うございます。何が近いか。一言でいいますと、まさに適正規模だという思いでございます。何が適正か。つまり、自律ができること。そしてもう一つは、市民の顔が見えること。この2つを兼ね備えているのが20万から50万ぐらいの特例市・中核市だという思いが強うございます。

具体的には、明石市の場合は、人口30万ですと、各小学校区の1万人ごとに市長懇談会が実施可能であります。半年かけて全ての町を回れます。全ての人の顔が浮かびます。しかし、もっと大きくなるとなかなか顔が浮かぶのは難しいと思います。これは多くの特例市市長会の共通の認識であります。ちょうど適正規模だと。しかしながら、小さ過ぎると、今度は顔は見えますが、経済的に自律する財政的な規律の問題もございます。そういった意味におきますと、20から50ぐらいが1つの規模としていいのではないかという思いは正直ございます。それであれば、これをあえて分断する必要があるのだろうかという問題意識でございます。

他方、昨日は指定都市市長会の会長をしておられる神戸市のほうから来られましたが、神戸市の場合は9つ区がございますが、一番小さなところは10万もありません。そういったところで、果たして区として独立性をもって対応することがすぐに可能かといいますと、これはなかなか悩ましいということで、かなり慎重な御意見でございました。

そういった意味におきまして、やはり10万を切るとしんどいのかなと。20から50ぐらいが1つのラインかなというのが率直な、特例市・中核市の思いでございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

では、次の御質問をどうぞ。

太田委員、お願いします。

○太田委員 市長会、泉市長にお伺いいたします。

権限を選択可能にしてほしいということを強くおっしゃいました。ある部分においては わかるのですが、私の質問は、その路線を突き詰めていったときに、中核市とか特例市と かというカテゴリーをなぜ置いておく必要があるのだろうかということです。

つまり、それぞれの市によってある権限があったり、ある権限がなかったりとして、少しずつばらばらになります。これは外から見ると非常に見通しが悪いのです。ですから、白石町長がおっしゃったように、ある程度のカテゴリーを設けて、名前をつけて、ラベリングをして、そこは大体共通する権限を持っていると理解したほうが制度としては非常に見通しがききます。

例えば保健所に非常にこだわられるわけですが、私のように外野から見ますと、保健所

のある中核市と保健所のない中核市があって、両方中核市と名乗っているというのは、これは恐らく市民から見ても、外野から見ても非常にわかりにくいと思うのです。それであれば、例えば中核市というのはつまるところ保健所を持っているものである、それぞれの権限のリファインは事務処理特例に委ねる。確かに泉市長のおっしゃるとおり、多少、手直しをする事務処理特例制度でもって対応する必要があるかもしれませんが。やはり基本部分はある程度、画一的にして、見通しをよくしておく必要があるのではないかと思います。

その点から考えたときに、保健所よりは都市計画だ、教員人事だ、児童相談だということをおっしゃったのですが、今回、特例市がなくなりそうになっている最大の理由は、都市計画がほとんど一般市に行ってしまうからですね。ですから、都市計画は余り問題になりません。児童相談所も、確かに東京都の特別区も大分こだわられていたので重要かとは思いますが、一方でまさに中核市長会の代表として来られた奈良の仲川げんさんが、奈良県の児相が奈良市にはあるので自分のところは要らないかなというようなことをおっしゃったりしているわけで、やはり多様だと思うのです。そうすると、まとまった権限を動かすようなものに着目する必要があるのであって、あとは微調整のところでやればいい権限もあろうかと思うのです。

そういうことで、改めてお伺いいたしますが、選択権限制ということになったときに、 にもかかわらず、今まで特例市であったものも含めて、統合後の中核市で位置づけるよう にしてほしいとおっしゃる根拠はどこにあるのかというのが私の疑問です。

- ○碓井委員長 市長さん、お願いします。
- ○泉市長 御質問ありがとうございます。

まさにお話したいことを御質問いただいたと思っております。

どちらから物を見るかだと思います。制度設計をする、図面を書く立場から見ればきれいな図面がいいというお気持ちはわかります。しかし、現場を預かっている者としたら、 市民にとって何がいいのかという観点でありまして、目線は市民のほうに置いております。

具体的に申しますと、例えば明石市の場合、明石市役所のすぐ近くに県の保健所がございます。県の児童相談所もともに近くにあります。県の保健所は明石保健所と市民に言われています。県立ではありますが、管轄は明石だけです。実質的に見て、明石の保健所として市民に親しまれております。特に大きな不都合はございません。その保健所をあえて明石の位置づけにかえるために、看板代を出して、あえて手間暇かける必要があるのかということでございます。

他方、児童相談所につきましては、近くにございますが、14の市と町を管轄しております。目の前にあっても、連絡してもなかなかもどかしい思いがございます。しかも、緊急性の高い事案が多うございます。障害者虐待や高齢者虐待は市でやります。しかしながら、家庭は1つです。障害者虐待や高齢者虐待と児童虐待はつながっています。児童虐待の分野のみ県でございます。そこの連携の悩ましさに日々、苦悶している者としては、子供を

助けたいということからすると、児童相談所をぜひ明石市でやっていきたい。しかしながら、そのためには人と金の問題がネックになっているという思いでございます。そういった思いの中で、保健所、児童相談所につきましても、恐らく町によってニーズは違うという思いでございます。

その点をぜひ御理解願いたいと思います。

- ○碓井委員長 ありがとうございました。ほかに質問等ございますでしょうか。江藤委員、どうぞ。
- ○江藤委員 全国議長会の喜多議長にお伺いいたします。

最後に言われた点ですが、府県議会の議員に占める政令市出身の議員の多さということで、郡部の意見がなかなか通りにくい、そこが問題なので、その解決策について検討するべきだという提案がされました。地制調でも議論があったのですが、具体的な解決策が余りイメージされないのでテーマに挙げなくてもいいのではないかと私は言ってしまったのですが、やはり住民自治の視点から取り上げなければいけないのかなと今、思っているところです。今、議長が言われた点だけではなくて、政令市では、市議会議員も府県議会議員も行政区を選挙区としてやっているので、その役割が不明確だという議論も出ていたのです。

そこで、なかなかいい解決策がないということで、3つほど教えていただきたいのですが、1点目は、政令市出身議員の積極的な役割が今、ないのかどうか。ほとんど何もやっていないのでしょうか。あるいは否定的なイメージだけなのでしょうかという点が1点です。

もう一点は、検討委員会を設置されたということで、私も知っているのですけれども、 今、どんな議論が出て、どういう解決策を考えられているのかが2点目です。

3点目は、恐らく現行の制度ではなかなか解決ができなくて、抜本的に、例えば比例代表という制度だと、これは一挙に解決がつくと思うのですけれども、そこまで提案されるのですかということの3点を教えていただきたいと思います。

○碓井委員長 第1点は非常に難しい質問かもしれませんが、喜多議長さん、お願いします。

○喜多議長 個々の評価につながる話もあれば、なくもないわけでありますけれども、やはり課題はあります。権限事務の過半は、例えば北海道が持っている道道の維持のみならず、新たにつくるという整備事業を含めて既に札幌市に移譲しておりますから、全てやっています。せいぜい信号と道立高校と、そんなものですか。あと、大きい太い玉といったら、教員の人件費の国負担分が道庁をスルーする。スルーするだけですけれども、全額行くわけですが。いい面もあれば悪い面もあるのですけれども、細かい話はやめまして、そういうことから言うと、ほとんど過半が札幌市議会で議論されることであります。

しかしながら、中心都市札幌市としての都市機能あるいは国際都市札幌を目指す、さま

ざまな道内外あるいは国外へのインバウンドあるいは物流などについて一生懸命取り組んでいる議員もおります。

ですから、そういう中で、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、北海道は22%の国土面積がある。その全体の中で、戦前、戦中、戦後、よくなってきたら厄介道、厄介道米と言われましたけれども、石炭から人から、さまざまな面で本道のみならず、国にも貢献してきた歴史が140年あるわけであります。それは人口の多い札幌だけで担ってきたわけではなくて、北海道全体日本を支えてきたということがあるわけですから、そこをしっかりこれからも担保していきたい。そういう思いで、3倍の較差等についての配慮もしながら、一定のルールの中で、今、104名の中で28名の札幌市部選出道議会議員がいるわけですが、25%をはるかに、本則で言えば36%ぐらい、今でも約3割近い議員が札幌市部選出道議会議員でありますけれども、そのあたりのところを一定の幅の中で、何とかそういうことを、具体にどうなのだと言われたときに、なかなかないわけでありますが。

西尾先生はよく市町村合併のときに、西尾私案でも、人口要件以外の一切を勘案しないということは核心をついていると思うのです。そういう議論を私もしたことがあります。 核心はついているのだが、今、申し上げたようなところで一定の補正ができないだろうかというところのお知恵をどうかお出しいただければありがたいという議論を1番、2番と合わせて申し上げさせていただいたわけであります。

3番につきましては、外部の委員の先生方にも入っていただいて、提言もいただきました。その中で、比例代表ということについても御意見をいただいて、まとめも今年の秋にさせていただきました。ただ、比例代表についても、現状を見ていきますと、比例代表の順位を誰がつけるのかと。それも恣意ではないかというのが、これは私の個人的な見解ですが、そういうものもちょっと、不純もまじるなと。そういうものはもっとシンプルにいかなくてはいけない。併用だか何だか、いろいろな御議論もありますけれども、それも各党派の恣意あるいは最後は決める選対委員長の恣意も十分に入る不純なものは一切排除すべきだという考え方を個人的に持っております。

- ○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。太田委員、お願いします。
- ○太田委員 泉市長に対するもう一度の質問になりますが、よろしいですか。
- ○碓井委員長 どうぞ。
- ○太田委員 明石市の事情をありがとうございました。

せっかくなので、市が権限を選ぶということと何かレッテルを張った特別の市が置いて あるということの関係をお伺いしたいので、お答えにくいかもしれませんが、具体的な質 問をさせていただきたいと思います。

お話を聞いている限り、明石市としては児童相談所のほうが必要性が高いように感じる 事情はわかりました。人口要件は20万でも、20万程度でも、そこは私はどちらでもいいと 思うのですが、結局、保健所が公衆衛生機能の観点から重要な権限であり、まとまった権 限を動かすためには保健所であるということになったとして、保健所を持っていないと中核市になれないという制度に地方自治法がなったとします。それに対して明石市は、泉市長のケースでいくと、そこまでの強い必要はないとお考えであれば、新しい法が適用されてしまえば、普通の一般市へ戻ることになります。ただ、事務処理権限特例のほうも多少はいじって、ひょっとすると明石市は児童相談所をもらえるかもしれないということになったときに、明石市としては、泉市長としては、そのとき明石市は中核市でなくなったということは受け入れた上で、児童相談所の権限を移譲してもらうことを目指すようにする、その制度で十分だとお考えになるか、それともなお明石市が中核市と名乗り続けられるような制度でいてほしいとお考えになるか、どちらでしょうか。

つまり、やはり最初の問題になりますが、事務処理特例をリファインして、事務処理を 自由に、比較的市の意向を反映させる形で県から移譲されるという制度になったときに、 何のために大都市というカテゴリーを置いておく必要があるのか。行政区を置くとか、そ こで特別な住民自治を置くということになれば、組織のほうの問題がありますから、まだ 意味はあるのですが、明石市だと別に地域自治区を活用する必要があるかどうかも疑わし いということでしたので、事は権限のほうに集中します。そのような場合にどのようにお 考えになるかということです。少し現場の立場から教えていただけますでしょうか。

- ○碓井委員長 それでは、泉市長さん、お願いします。
- ○泉市長 再度の御質問ありがとうございます。

まず、明石市として答えます。明石市としては、私としてはということもありますが、別に名前は何でもいい。市民のためにちゃんと仕事ができればいいだけでありまして、それが一般市であろうが、特例市であろうが、どんな名前であろうが関係はない。ただ、実際、仕事をするために権限がなければ仕事ができないという悲壮感漂う状況になっているということでございます。児童虐待防止のためには児童相談所が必要でございます。いじめを防止するためには教員人事権なくしていじめは撲滅できません。これは率直な感想でありまして、だからこそ必要だという思いであって、名前は特にこだわらないということでございます。

なお、特例市長会などでよく議論になりますのは、例えば20万を超えると特例市になれますが、なっていない市がいっぱいございます。30万を超えたら中核市になれますが、なっていない市がいっぱいあります。なぜならないか。つまり、今の制度設計と権限とやりたいことが必ずしも合っていないからだという認識でございます。まさに人口減少時代、都市機能の多様化の中において新たな制度設計が必要だというのが恐らく多くの市長の思いだろうとは思っております。

- ○碓井委員長 委員の皆様、ほかにありませんでしょうか。林文子委員、どうぞ。
- 〇林(文)委員 今のお話の流れとは違うのですが、全国知事会の「大都市制度について の中間報告(素案)」についての意見について政令指定都市の立場から申し上げたいことが

ございます。

資料の2ページ目、3のところで、「特別市(仮称)については、今回の報告では制度の 導入が見送られており、これまで申し上げてきた本会の懸念に理解を示されたものと考え ているが、『引き続き検討を進めていく』とされていることから、本会の懸念等を十分踏ま え、慎重に対応して頂きたい」という表現があります。これは考え方の問題だと思います けれども、素案の中にも特別市制度の導入を見送ります。しかし、引き続き検討を進めて いくという文章があるわけではありません。政令指定都市の立場といたしましては、今回 の素案では、特別市制度を創設する場合の課題が出てきたので、制度創設に向けて引き続き検討を進めていくという認識でございます。

さらに文章の後半ですが、「当面の対応として、『都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め』とありますが、本会は、『全国一律に指定都市が行うことが適当な事務については既に移譲されている』と申し上げているところであり」という記載がございますけれども、地方分権改革推進委員会第1次勧告によりまして、都道府県から指定都市等に移譲すべきとされたにもかかわらず、まだ指定都市に移譲されていない事務が残っているわけでございます。例えば、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定、市街地開発事業の認可、市町村立小中学校の職員給与等の負担、農地の転用許可等です。これらはまだ指定都市に移譲されておりません。「既に移譲されていると申し上げている」という記載は少し気になりましたので、政令指定都市の意見として申し上げておきたいと思います。〇碓井委員長どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、私から質問をさせていただきます。

喜多議長さん、白石町長さんや髙橋委員さんに伺いたいことですが、先ほどの御指摘で、 大都市がけん引を担っているというトーンになっているけれども、いやいやそうではない と。小さな町村も支えているのですよと、こういう御意見でございました。これはあえて 申しますと、この地制調におきましてもそういう意見は出ているのでありまして、必ずし も大都市制度ということで中間報告の素案をつくったものですが、表には出ていないので す。

そこでちょっとお伺いしたいのは、現在、制度を眺めてみますと、ふるさと納税制度がある。これがどれだけ活用されているかどうかわかりません。私も山の中で生まれまして、今、都会で暮らしておりますが、きちんとやっているかと言われると、今日はこれは記録に残さないでください。思いながらも、いまだに一度もやっていない状況です。地元の市長さんにはどんどん活用するようにと進言をしながら自分でやっていない。これは全部カットです。もう一つ、これは現在ある制度として御存じのように、地方法人課税という特別の制度があって、要するに事業税の上乗せした地方法人課税をして、それを分配する制度をやっているのですね。

今回の私どもの中間報告に入れられるかどうかはともかくとして、そういう小さな町村

も担っているのですよ。日本を支えているのですよという視点から何か特に御意見がありましたら、喜多議長さんや白石町長さん、あるいは髙橋委員からお伺いしたいと思うのですが。

○喜多議長 その前に御意見の中で先ほどからずっと気になっているのですが、ちょっと そっちのほうを申し上げてよろしいでしょうか。

- ○碓井委員長 どうぞ。
- ○喜多議長 手短に申し上げます。

さっきの人口20万と30万、中核市・特例市ということで、保健所の問題をめぐっていろいる話をしておりましたけれども、北海道でも札幌が指定都市、それと函館、旭川ということで、ほかの帯広、釧路というところについては持っていないわけです。

そこで、見ていると保健所がなぜ問題になるか。広域事務を担当する都道府県が犬猫の死骸を始末に行くということは、これは道や札幌市はそういったところをしっかり担っているわけです。そういった意味で、自治事務の本来の役割は、まさに大きいところはそこにあってもいいのかなと。ただ、問題なのは規模だと思うのです。大きい小さい市があるということ。保健所をしっかり持って、あるいは試験研究ですとか、そういったものの機能まで持って担えるかといった意味では、20万と30万。20万以上は保健所を持ってもらう、新しいものに統合するとか、そういう議論でいいのかなと。そこはもっと深化されたほうがいいと思います。実態に即してほしい事務権限の移譲もあれば、持ちきれないというものもあるわけですから、そこは整理されたほうがいいだろうという感想を持ちました。

もう一点、区長の話。区長の権限の強化の話がございましたけれども、それに加えて教育委員会の話まであるのですが、果たしてどうなのかなと。もっとよく慎重にここは検討、御議論されたほうがよろしかろうかなと思っております。 輻輳どころか二重、三重行政あるいは肥大化も含めて、もっと議論は深められたほうがいいかなという感じがいたしました。それはほかのところにも何かいろいろありましたね。そのようなことであります。

最後、碓井先生からお話がありまして、私は、全国一律、農業分野でもいろいろな施策、例えば中山間にしろ、農業政策、直接支払いにしろ、やはり感じるのは、特に農地法については、中山間の小さいところ、農地を貸す、借りる人にもどっちにもお金をやって、そして、食料自給率を上げるのだと。では、北海道のような、十勝のような1人当たり40~クタールの所有面積になっていますから、どうするのだということなどを含めてさまざまいびつになってきております。一国二制度をつくれとは言いませんが、先ほどの都市と農村ということも含めて一定の補正をしながら全体を支えていくという観点。では、どうすればいいのだという話はここではないわけですけれども、そういう観点で少し御議論をしていただければ、何か道が開けてくるのかなという感じがいたしますので、よろしくお願いします。

○碓井委員長 ありがとうございました。

教育委員の点については後ほどまた御議論があれば伺いたいと思いますが、白石町長さ

んや髙橋委員さん、何がございましたらまず。

白石町長さん、お願いします。

○白石町長 私が申し上げたのは、最初に言いましたように、大都市には当然、大都市のよさがありますし、これだけ人口が密集しているわけですから、それなりの施策をするのは当然ですけれども、どうしても合併後、町村というのは人口であるとか、効率性であるとか、経済性であるとかと、そういう議論が往々にあちこちで語られるものですから、こういうものが出てくると、もう少し町村の立場をしっかり見せた上で大都市制度をどうするのか。そういった議論をしてほしいと思います。

全て人口、確かに人口は大事ですけれども、今、1票の較差で人口云々と言っていますけれども、例えば高知県などは、2人とか。鳥取県と島根県もそうです。だけれども、面積があって、そこに人が住んでいるわけです。ですから、そういう人たちの、例えば20万の代表であって、40万の代表だから2倍ではないかということにならないと思うのです。確かに存在している人間の数から言えばそうかもしれませんが、それだけ広い地域にある、地域のいろいろな問題があるわけです。それを国に届けるわけです。ですから、20万であっても1人要るのです。余りにも人口人口で議論してしまうと、広いか狭いか日本列島の中で随分人口較差があるわけですから、そういったものに配慮した議論をしてほしいというのが願望でございまして、大都市制度そのもので議論するとこういう議論になると思うのです。

さっきもちょっと申し上げたのですけれども、6ページと7ページに中核市と特例市の制度があって、6ページの「具体的な方策」のところで、①両制度の統合とあります。「統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすることを検討すべき」となっていますけれども、次の7ページでは、「中核市・特例市の役割の強化」となっています。これは、統合に進んでいこうとするのか、それとも中核市と特例市ははっきり分けて、中核市・特例市をずっと続けようとするのか。ここがちょっと読みづらいのですが。

以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

髙橋委員さん、中座されていたかもしれませんが、私の質問の趣旨は、町村を忘れてや しないですかと。こういう御指摘に対してもし具体的な御提案等がありましたらお伺いい たします。

○髙橋委員 例えば群馬県の場合です。隣が渋川市で、人口が約8万人。山間部の沼田市が約5万人、みなかみ町が約2万人となっています。2市1町で群馬県の3分の1ぐらいの面積があります。高崎市、前橋市は中核市、伊勢崎市は特例市になれましたが、私どもの地域ではとても中核市になれる状況になっていません。

高崎市に合併した倉渕村があります。倉渕村ブランドで野菜を東京に出荷していた時は 売れていましたが、合併して高崎市になったら売れなくなりました。また、榛東村に水が あります。水をつくっている会社は高崎市にありますが、やはり村でないとこの水は買っ てもらえない。高崎市となると水は買ってもらえないのです。その意味で、中核市も結構 ですけれども、地方をもう少し、地方は地方で自律できるようにしていただきたい。

特に、ちょっと話は違いますが、TPP、足腰を強くしてもらえれば、TPPでも何でも我々は受けられるのですが、急にTPPになった、ちょっと余談になりますが。

群馬県の場合、平野部は幾らでも中核市になれますが、山間部になると、2市1町で15万になるのがやっとです。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど教育委員会あるいは教員人事権のことについて御意見が出ているように思いますので、もし、委員の皆様からこの辺について、今日、各団体の御発言に絡んで御意見等がありましたら。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 1点、泉市長に、ちょっと細かい点ですので、地制調で議論する必要があるかどうか疑わしいのですが、人事権を欲しいとおっしゃいましたが、費用負担はどうお考えですか。今、県費負担教員に関して、政令指定都市の関係で議論しているわけです。人事権を中核市にということになりますと、また県費負担教員が中核市でできるのかというような議論がちょっと出る可能性があるので、そこの見通しを持っておられれば教えていただけますか。一番単純なのは、自分で費用も引き受けますと言っていただけるとみんな安心すると思いますが、その辺は別の問題もありますから、どういう見通しをお持ちか教えていただければと思います。

- ○碓井委員長 泉市長さん、お願いします。
- ○泉市長 ぜひともお伝えしたいテーマでございます。

特例市市長会、中核市市長会でも、教員人事権はすごくホットなテーマで、ぜひ教員人 事権が必要だと多くの市長が言われます。私も全く同感でございます。

これは具体的なものをお伝えしたいと思います。私は、今、裁判を訴えられています。 明石市であれば、小学校、中学校は市立です。そこで先生が何かあれば、訴えられるのは 市長です。私が裁判の被告になります。しかしながら、実際の学校の先生に対して処分も できません。人事権もございません。

具体例を1つだけ言わせてください。実際に明石市において、小学校のクラスの担任が自らのクラスの女の子に半年間に渡り、わいせつな行為を働くというひどい事案がありました。私は親御さんに謝りに行きました。謝ることはできます。しかしながら、再発防止を誓うことはできません。なぜなら。その先生を処分する権限がないからです。そして、その後の再発防止策の実効性ある施策を打つ権限がないからであります。結局、事案から1年もたって初めて県が処分をするというのが実態でございます。市長は裁判で訴えられます。頭も下げます。しかしながら、本当に子供たちを守る権限がございません。

そしてもう一つ、市長をしておりますと、学校が壊れたといって請求書が回ってきます。

その壊れた校舎の請求書が回ってきて払うのは市です。結局、市長というのは、責任はあります。債務も負います。しかしながら、権限は県にあります。ここの矛盾を多くの市長は感じていると思います。責任から逃げる気はありません。責任はとりますので、しっかりとした権限と、そして、財源につきましてもしっかりと市で対応していきたいというものです。

そして、規模といたしましても、例えば明石市の場合、中学校は13ございます。小学校は28ございます。十分その中で教員人事をその先生の一生涯、ちゃんと対応することは十分可能です。もっとも小さなところですと、学校が2つ、3つだとなかなか悩ましい問題があろうかと思います。そういう意味におきまして、自分の町で教員人事権を持ち、しっかり給与も負担したいという市があれば、ぜひそれが可能なシステムづくりをお願いしたいという思いでございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今、泉市長さんの御発言で理解できたのですが、私が一番心配していたのは、人事権を 持った場合に、パイが十分ではなくて、つまり、その市の中だけでの異動だというと狭く て支障が生じないかと思っていたのですが、今の御発言だと、明石市の場合には大丈夫だ という御趣旨ですかね。

○泉市長 そこはまさにその市ごとによって状況は違うと思います。例えば、特例市でも 県庁所在地的なところは近隣の町や村を含めてしっかり広域的な対応をしないと、市のみ で人事を回しますと、周りの町村との関係で悩ましい問題が生ずると十分理解をしており ます。明石市の場合は、お隣が神戸市でございます。すぐ隣はもちろん加古川や高砂、姫 路がございますので、明石市は明石市で自己完結をしているわけでございます。自己完結 している市であるにもかかわらず、子供の児童虐待については、14分の1の扱いでござい ますし、教員人事も兵庫県全体の中での対応だと、それはどうなのだろうということでご ざいまして、これは市ごとに状況が違う。だからこそ選択制のほうがより実態に即してい るのではないかという思いでございます。

○碓井委員長 わかりました。周辺の町村等との関係も考慮してという御趣旨ですね。 皆さん、今の教員の人事権等も含めて、それ以外でも結構です。御発言がありましたら お願いいたします。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 先ほどから議員の選出、人口との関係が出ていますので、一言だけコメント して、その後で別の点について白石町長と髙橋委員にお尋ねしたいのですが。

コメントといいますのは、確かに人口以外の要素も重要ですが、現在の日本の最高裁判所は、議員1人当たりの人口、平等権を非常に重視していまして、かつては参議院について地域代表的な性格を認める旨の説示をしていたこともあるのですが、今はそれも転換していますので、最高裁の判断を前提にすると検討する選択肢は限られるのではないかというのが私の印象です。先ほど喜多議長からも、郡市の選挙区というのは、郡の実態がなく

なっているのだから変えるべきだとありました。それは確かに郡というものの実態がないのであれば、選挙区制度を変える必要性は十分認識しますが、その変えた先は、やはり最高裁の判断を前提にすると、1票当たりの較差をより狭める方向で検討せざるを得ないのではないかと思います。以上はコメントにとどまります。

質問は、この素案ですと、最後のところに大都市圏域の調整ということが12ページ、13ページで出ておりまして、先ほどそれに関連してお二方から発言があったと思うのですが、ここでは主として、大きなところ、大都市において周辺市町村との調整で何か新しい仕組みをつくるか。これはいわば水平的な調整の仕組みでもう少し何かできないか、今の仕組みを進めてできないかということでしょう。それに対して、県が何かかかわるということについては、先ほどから泉市長がいろいろな場面で発言しておられますように、県が関与してあれこれというのは、むしろ阻害する方向もある。特に大都市等においてはですね。

質問は、そうすると、大都市圏域の周りの町村も含めて、町村側でも、こういった圏域で水平調整でいろいろ協議をやっていくほうが、県が補完するというよりは望ましいとお考えなのか。それとも、そこまでのことはなくて、先ほどの御意見の開陳になったのか。いわば比較ですね。何かそのものずばりでなくても御意見をお聞かせいただければありがたいと思うのですが。

- ○碓井委員長 それでは、お願いいたします。白石市長さんに伺ってよろしいですか。
- 〇白石町長 1つ、選挙制度については、選挙制度を変えれば、もう少し少ない人口のところは救われると思う。ですから、中選挙区がいいかどうかは別として、今の選挙制度は少しおかしい。それは定員の問題ですから、どの辺の較差までが憲法か違反云々というのは、倍とか何かは当然ですけれども、例えば1.5倍とかであれば、人口の少ないところから人数は出せるわけですから。

さっき泉市長さんがおっしゃった教員の人事権については、私も町長になって確かにおかしいと思うのです。校舎の修理だとか、壊れたものは確かに費用は全部町で負担するのだが、人事権は一切ない。ですから、そういう面では矛盾を感じるのですけれども、市の位置関係にもよります。私のところは松山市のすぐ隣ですから、松山を中心に先生を異動させると、松山市の中心部あるいは周辺の地方都市の間でうまく交流ができれば、非常にいい効果も出るのです。しかし、松山市あたりからすれば、人事権があれば、松山市内で十分回すことができるが、周辺の町村だけでやると、何となく町村の先生をずっとやるということになって、そこは地理的なものもある。しかし、おっしゃるように、今の教育委員会制度というのは非常に矛盾があるのです。だから、その辺の全体的な議論の中で今の教員の問題なども考えていくべきだと思います。

- ○碓井委員長 髙橋委員、どうぞ。
- ○髙橋委員 群馬県のことばかり言って申しわけないですが、群馬県は人口200万人です。 佐波郡の県会議員の選挙区は1郡1町で約4万人です。現議員が48人いるので、平均的

かなと思っておりますが、郡の代表、地元の代表ということであれば、県会議員の場合は 票の較差があってもいたし方ないと思います。

教員の問題ですが中毛町村会に前橋市が入っており、先生を市から、応援してもらっているので、そんなに問題はない感じがします。ただ、問題なのが、渋川市と沼田市。渋川市は6市町村の合併で人口が約8万人。沼田市は2村編入しても約5万人です。幾ら合併しても大規模になれない市もあるので、その点は皆さんにある程度考慮していただければいいのかなと思っています。

○碓井委員長 ありがとうございました。

では、林美香子委員、お願いします。

〇林(美)委員 今の教育委員会の関係もそうですが、先ほど明石市での訴訟などのひどい事例を聞いて、住民の立場で言うと、市に人事権があるからとか、県に人事権があるからでは済まされない、日本全体の教育の問題、大きな問題だなということを感じたのですけれども、そういった問題を地方制度調査会の中だけで話していていいのかなと。文部科学省を含め、本当に教育の少子化の中で子供たちをどう育てていくのかというのは物すごく重要な問題ですね。ここだけでどっちが予算を負担するかとか、人事権をどうするかだけではない問題なのではないか。

例えばさっきの訴訟の問題で言うと、市民はわからないですね。普通の市民は教職員のお給料が県から出ているのかなど。たまたま明石市で起きたから市長を訴えるというようなことだったのか。その問題のある教員がすぐに人事が変わらなかったということを聞くと、もっといい方法はなかったのかなというのを含めて、もう少し住民なり、親御さんの気持ちを考えた制度にしていく必要があるのだなというのを改めて、今のお話を伺いながら思いました。

○碓井委員長 教育の問題としてきちんと議論すべきだというのは、今日お集まりの皆さんの共通の理解かと思います。

泉市長さん、明石市が被告となって応訴しなければいけないと。

○泉市長 もう少し丁寧に言います。

明石市だけではありません。具体的に鳥取市長も同様です。多くの市長が一緒です。つまり、市立の小学校、市立の中学校での出来事について裁判に訴えられるのは市長です。 頭を下げるのも市長です。大津市長も同様の想いであることを伺っています。被害者に対し、謝罪はするものの、再発防止についての実効策を打つ権限がないという問題で、非常に顕在化してきたということです。私だけの問題ではないです。責任と債務だけ負っていて、権限がない。権限は県にありますから。ここの大きな矛盾を感じます。

- ○碓井委員長 喜多議長さん、何かございますか。
- ○喜多議長 滝川の小学校6年生の女児の教室の中での首つり自殺に端を発して、全国に ある意味、シンドロームのようなことで小中学生が随分自殺していったわけでありますが、 そのとき私も文教委員長だった。

言いたいことは1つです。反論するわけではないのですが、一面ではない。いろいろな 切り口がある。市教委が一義的に責任を持っています。しかし、滝川市教委は教育長が責 任を果たさずに辞職して、そして、対応といいましょうか、当事者能力を失った。そこで 即座に道教委のほうで部隊編成をしていって、最後、子供たちの気持ちも解いたというと ころまで時間をかけてやったわけでありますが、そのときに責任をとったのも、そんな話 をするつもりはないのですが、賠償金やあれをするのも市ではなくて、道がするわけです。

要は、そういうことの一面で、明石市の市長さんが言われることもわかるのですけれども、さまざまな問題を含んでおりますので、今、林委員が言われたように、ここはもっとしっかりとした御議論の上に整理したほうがよろしかろうと思っております。

○碓井委員長 今の点は私以上に行政法のプロの先生方がそちらにいらっしゃるので、御発言があるかもしれませんが、林美香子委員の質問のうち、被害を受けた人の救済の点では、国家賠償法では問題ないように対処できております。その実例がよく挙げられるのが、郡山市の事件です。細かいことは省略しますが。

ほかにいかがでしょうか。

辻委員、どうぞ。

○辻委員 中核市・特例市の議論がありまして、その議論の中で確認をさせていただきたいのですが、今までも中核市・特例市は教員の人事権については、なるべく積極的に受けたいときいてきました。一方、給与負担については必ずしも全面に掲げて要求してこなかったように思うのですけれども、今回のお話ですと、少なくとも泉市長さんは、会としてまとめているかどうかはともかくとして、人事権とあわせて給与負担も中核市・特例市が受けたいと基本的に希望していると考えていいのかどうかというのが1点です。

もう一点あります。保健所にこだわらず、県から受けたいものは幾つかセットのメニューで受けていって、その場合、中核市や特例市の名称にはこだわらないという趣旨についてはよく理解できました。が、逆に言いますと、現行の中核市制度を前提に、保健所の部分を除いて中核市制度を考え場合、今、どこかに中核市となることのメリットを感じる部分があるかどうかということです。それについてはどう考えておられるのでしょうか。

この2点をお願いします。

- ○碓井委員長 泉市長さん、お願いします。
- ○泉市長 御質問ありがとうございます。

まず、教員人事権は市長会でも随分、議論が一番多く出ているテーマの1つでございます。具体的に多くの市長からその方向でという意見も聞いております。もっとも実際、細部に入りますと、まさに広域的な部分の対応が必要なエリアも多うございますので、単純に自分のところだけでというのではなくて、周りとよく目配りをしながらという発言をされる市長も多うございますので、制度設計ができれば、手を挙げる市は出てくると認識しております。少なくとも、明石市としては手を挙げたいと思っております。

あと、現行の中核市制度に魅力があるかというテーマにつきましては、具体的に30万を

超えているのに特例市にとどまっている市が幾つもございます。そのあたりの生々しい声としては、中核市になったら保健所をしなければいけないので、それをしたくないというようなニュアンスの話は率直に聞くところでありまして、まさに今のニーズと制度設計がずれてしまっているのかなという印象は持っております。

特例市市長会、中核市市長会もそうですが、それであるがゆえに、今の制度設計を温存するのではなく、権限選択的な枠組みをぜひという共同提言になっているのもまさに、今の実態を踏まえて必要な権限は今のままではないと。教員人事権や児相など、他の権限のほうがむしろ必要だという思いが強いからだと認識しております。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、また、私から1つ質問させていただきます。

都道府県と政令指定都市との協議の場のようなものについて、先ほどの喜多議長さんの発言もそうだったかもしれませんが、知事会のペーパーなどによりますと、地域の選択に委ねるべきであると書いてあります。一方、市長会のほうなどは、多分、必ずしも対等ではないということでの先ほどの御発言がありました。

この地制調の小委員会としてもこれからまとめるに当たって極めて大事な視点としては、地制調としての希望というか、望ましいということだけ言って、あとは全部選択に任せるのだと。ですから、制度は何も変えないという提案になるのかもしれませんが、そういうものも1つの、この地制調としての選択肢にあるかもしれません。それから、いやいや、そうではなくて、幾つかの選択可能な選択肢を掲げて、その中から選択してもらいましょうという提案の仕方もあるかもしれません。それは制度化です。もう一定の制度で、その枠内ではきちんとやってもらうと、そういうかなり限定したやり方もあるのですが、これはこれから我々たちが詰めていかなければならない大きな課題ですが、その辺についてもし御意見がありましたらそれぞれ、今日は知事会さんがいらっしゃらなくて申しわけありませんが、もしありましたら、どうぞ。

○喜多議長 わかりました。先ほど申し上げた見解ですし、泉市長さんと太田先生のお話のところでも、ちょっと差し出がましい発言をさせていただいたのですが、そこに尽きると思います。20万だ、あるいはそれを統合して30万以上にするのか、20万以上にして、一定の保健所はこうだ、児相はどうする、あれはどうするということで整理してかちっと決めたものにしていくのか。あるいはもっともっと議論の余地があるかなというようなこと。やはり欲しくないものもあるという話は、先ほど本音を申されていましたとおり、保健所を持とうと思っても持てない。まだ強い基礎自治体にはなり得ないということもあるわけですから、そこでしっかり練り上げてもらいたいと、こんな感じがあります。

〇碓井委員長 私の質問は、協議の場、例えば北海道と札幌市との協議の場について、地方自治法なら地方自治法なりの制度化をしてきちんとやるのがいいのか。それとも、御趣旨としては、自由に任せてほしいという趣旨なのか。

○喜多議長 協議の場ですね。また皆さんとで、私どもには12都道府県議会議長会という

ものがあります。政令指定都市を持つ都道府県議会議長会、その辺でもちょっと話をして みたいと思います。

○碓井委員長 泉市長さん、いかがでしょうか。

○泉市長 制度設計はいろいろなパターンがあると思います。思いとしては、それぞれの町の特性、機能、役割に応じた制度設計をぜひお願いしたい。一定のルール化とのバランシングは十分あり得ると思いますから、一定のルールをした上で、柔軟な対応というものが1つの考えかとは認識をしております。

あとは、県との関係ですが、やはりここはお金の流れが県のほうから市に来る流れがありますので、結局は、財布のひもを県が持っておりますので、そこの悩ましい問題。もう一つ、意識の問題もやはりあると思います。

県と市の職員の意識について、それぞれの採用試験の実施時期が前後している影響もあってか、率直なところ、時には上下関係を意識してしまうことがあるということも、実務としてはないわけではないという思いは持っております。

そういう意味におきましても、一定のルール化の中で、第三者制に判断いただくか、一定、市のほうが希望を出せば、基本的に市の希望が原則通るという、原則を市の要望に持ってきて、例外的に県のほうが反証すればいかないというルール化などはあり得るのかなと思っております。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。辻委員、どうぞ。

○辻委員 今、御指摘の協議会の件ですが、委員長御指摘のとおり、これは任意でつくるか、ある程度、強制的につくるかというところが1つ大きな論点であると思います。同時に、冒頭、伊藤委員が指摘されましたけれども、議員がかかわることになっているところに特徴があると思うのです。これは執行管理に関するものなので、こうしたものに個人で議員がかかわるというのは、余り聞いたことがありません。かかわったほうが実際上は協議が進む可能性もありますが、しかし、議会としてかかわるわけではありません。そこのところを制度設計するときにどう考えるかは、これから検討していく必要があるのではないかと思いました。

もう一点は、先ほど林委員が指摘された知事会のところです。今日は、欠席されているので、都道府県議長会の議員さんから、もし、わかるところがあったらそこを御指摘いただければと思うのですが、確かにこのペーパーを読みますと、3の特別市のところについては、「『全国一律に指定都市が行うことが適当な事務については既に移譲されている』と申し上げている」と書いているのですが、1の「指定都市への事務の移譲に伴う税財源配分」については、認識としては、「県費負担教職員の給与負担については、事務を行う団体と費用を負担する団体が異なりねじれが生じており、本会としても、その是正が必要であると考えている」と一般論で書かれています。1で述べている部分のところに分権改革推進委員会の答申も踏まえた記載がありましたので、多分、これで読むと、分権改革推進委

員会で提言された部分については、知事会としても基本的には移譲を前提に検討すべきだと主張していると、解釈できるのではないかと思います。もし、この解釈が疑わしいときは、議長会さんにでも御指摘いただければと思います。

あわせてもう一つ、前回から問題になっているところに税財源をどうするかということがあると思います。今回は、前提として、「国から地方への税源移譲など、地方全体の自主財源の充実確保を図る」ということが書かれていまして、これは私も非常に重要なことと思っていまして、国にこういうことを求めるということは、逆に言うと、地方の中で都道府県から指定都市へまとまった事務がおりるときには、地方税を中心にしっかり対処するということが、当然、前提になっているのかなという感想を持ちました。

以上です。

- ○碓井委員長 辻委員は、喜多議長さんによその団体の意見についてのコメントを求める という、そういう趣旨はないですね。
- ○辻委員 ないです。
- ○碓井委員長 認識を示されたと。わかりました。 小林委員、どうぞ。
- ○小林委員 泉市長が冒頭と先ほどもおっしゃった、事務処理特例を円滑に進めていくための第三者機関みたいなことについては、私も前から同じようなことを考えておったのですけれども、事務処理特例調整委員会みたいなものがあればいいのかなと思うのです。全国でいろいろな都道府県がまちまちですね。事務処理特例を使って積極的にやろうというところとそうではないところ。市のほうが言っても、なかなか県のほうが積極的にパックで事務を譲り渡してくれないとか、事務処理交付金でも結構少なかったりということでなかなか前に進まない。そういった点で、これを積極的にやれるような仕組みがあればいいかなと思うのです。

それはそれでいいのですけれども、一方で、私がちょっと思っておりますのは、例えば 1 つの県に10市あって、9 つまでは特定の事務については引き受けている。1 市だけがそれを引き受けていない。それはさまざまな市の置かれた状況があるのだろうと思うのです。 沿革もあれば、地理的な状況、いろいろな状況があるのだろうと思うのだけれども、それはどういう理由で受けないのかよくわかりませんが、どうしても乱用的に特定の事務を引き受けようとしない。 県から見た場合の話ですが、そういった場合には、逆に県のほうからも、第三者委員会を通じて特定の市に対してこの事務を引き受けてほしいと。それが合理的であれば、その委員会が勧告を出すとか、そういった仕組みもあり得るのかなということをちょっと思ったりもしています。

- ○碓井委員長 泉市長さん、もし御発言があればどうぞ。
- ○泉市長 そこを詰めた議論を市長会でしたわけではありませんが、いろいろ工夫の余地 はあると個人的には思っております。市長会で聞いていて思うのは、私どもも一生懸命頑 張ろうとは思っております。しかしながら、人はどんどん減っております。お金も減って

います。例えば明石市の場合でも、少し前まで、市の職員は2,800人。今は2,000人です。私としては2割カットを打ち出そうとしていますので、1,600人までいこうとしている。どんどん人が減っていく方向です。お金はありません。実際の事業をするにもお金がない。そういう中で、やはりめりはりをつけた、どれを重点的な施策として打っていくかと迫られておりますので、パッケージでする必要があればやりますけれども、特に必要性の高いものから順々にやっていくということを選ばないと、実際上、仕事をするには、何か移行するには、市の職員の優秀な者をその担当に数年間当てることになりますから、生々しい話ですけれども、優秀な人材をどこで使うかというときに、やはりあれもこれも一遍にやるのは難しい中で、だからこそ、権限を選択的に、まず必要なところからさせていただきたいという思いは持っております。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

本日は、さまざまな御意見をいただきました。特段の御発言がないようでございますので、本日は、ここまでとさせていただきたいと存じます。

本日御出席いただきました各団体の皆様におかれましては、御多用のところ、貴重な御 意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

次回は、12月20日午前10時30分から開催することとし、本日、皆様からいただきました 御意見等を踏まえまして、大都市制度についての中間報告のとりまとめを行うことといた します。開催に際しましては、改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろし くお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会といたします。

長時間、ありがとうございました。